

# 石川県公報

平成 24 年 1 月 10 日

第 1 2 4 5 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

## 目 次

告 示			
青少年に有害な図書等の指定 (少子化対策監室)	1	土地改良区の役員就任公告 (経営対策課)	5
産業廃棄物処理施設の変更許可の申請 (廃棄物対策課)	1	入札公告 (県警本部)	5
収去飼料の試験結果の概要 (農業安全課)	2	<b>監 査 委 員</b>	
保安林の指定施業要件の変更予定 (森林管理課)	3	定期監査結果公表	7
県道の区域の変更 (道路整備課)	3	財政的援助団体等監査結果公表	7
県道の供用の開始 (同)	3	定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	8
急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	4	<b>人 事 委 員 会</b>	
<b>公 告</b>		東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における石川県職員及び石川県学校職員の特別休暇の特例に関する規則	8
特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	4		

## 告 示

### 石川県告示第10号

いしかわ子ども総合条例 (平成19年石川県条例第18号) 第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2012年2月号 (04333-02)	(株)ダブリュエスコポレーション
"	NaiNaiプレス北陸 2012年2月号 (06805-02)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2012年2月号 (86663-02)	(株) ザ ウ ス マ ガ ジ ン 社

#### 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

#### 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

#### 3 指定年月日

平成23年12月27日

### 石川県告示第11号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第15条の2の6第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更許可の申請があったので、変更許可申請書及び生活環境影響調査書を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に限り利害関係を有する者は、石川県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 株式会社クリーン能登  
(2) 住所 七尾市藤橋町寅部26番地 1  
(3) 代表者の氏名 松林 秀一

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

七尾市藤橋町ミ10番 外23筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類

5 申請年月日

平成23年12月20日

6 縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所 石川県環境部廃棄物対策課、石川県能登中部保健福祉センター及び七尾市総務部環境安全課  
(2) 期間 平成24年1月10日(火)から同年2月10日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)  
(3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出期間、提出先及び記載内容

- (1) 提出期間  
平成24年1月10日(火)から同年2月24日(金)まで  
(2) 提出先  
金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県環境部廃棄物対策課  
(3) 記載内容  
意見書提出者の氏名及び住所、対象事業の名称並びに生活環境の保全上の見地からの意見(日本語により記載すること。)

石川県告示第12号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第2項の規定により平成23年11月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月 (平成)	試験結果の概要						備考
				粗たん 白質	粗 脂 肪	粗 織 維	粗 灰 分	カル シウム	り ん	
全国酪農飼料株式会社 東海工場 愛知県碧南市玉津浦町 2番地の8		あさぎり3号	23年10月	% 19.1	% 5.5	% 8.1	% 6.8	% 1.03	% 0.63	

全国酪農飼料株式会社 東海工場 愛知県碧南市玉津浦町 2 番地の 8	白山市ストック ポイント 石川県白山市 相川新町 736 番地 1	ミルクアップ 74 T A	23年10月	19.2	3.8	5.6	6.5	1.27	0.62
全国酪農飼料株式会社 東海工場 愛知県碧南市玉津浦町 2 番地の 8		ドライアシスト	23年10月	21.1	3.4	5.4	6.9	1.08	0.58

(注) 1 試験結果の概要欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。  
2 表示成分量に対して過不足があった場合には、備考欄に当該成分の過不足量（絶対値）を示す。

**石川県告示第13号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 1 月 10 日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
小松市大杉町よ 2、3 の 1、3 の 2、6、7、8 の甲、8 の乙 7、8 の乙 8、8 の乙 15、8 の 2、9、17 の乙 2、17 の乙 50、17 の乙 52、17 の乙 53、17 の乙 57、17 の乙 62、17 の 1、17 の 4 から 17 の 7 まで、17 の 12、17 の 54、23、25、26
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び小松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第14号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成24年 1 月 10 日から同月 24 日まで縦覧に供する。

平成24年 1 月 10 日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
珠洲穴水線	鳳珠郡穴水町字藤巻口98番地先から	旧	5.35 ~ 6.90	68.5	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
	鳳珠郡穴水町字藤巻口80番 3 地先まで	新	5.65 ~ 15.70	68.5	
"	鳳珠郡能登町字小間生ノ部 1 番 2 地先から	旧	6.10 ~ 8.20	32.7	"
	鳳珠郡能登町字小間生ノ部 1 番 1 地先まで	新	6.80 ~ 10.50	32.7	

**石川県告示第15号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成24年 1 月 10 日から同月 24 日まで縦覧に供する。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
珠洲穴水線	鳳珠郡穴水町字藤巻口98番地先から 鳳珠郡穴水町字藤巻口80番3地先まで	平成24年1月10日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
〃	鳳珠郡能登町字小間生ノ部1番2地先から 鳳珠郡能登町字小間生ノ部1番1地先まで	〃	〃

## 石川県告示第16号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 東兼六町1号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次直線で結んだ線及び標柱10号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
金沢市東兼六町285番	1号
〃 飛梅町 115番	2号
〃 下石引町101番	3号
〃 〃 〃	4号
〃 〃 〃	5号
〃 〃 〃	6号
〃 東兼六町 93番1	7号
〃 〃 98番	8号
〃 〃 103番	9号
〃 〃 283番	10号

## 2 大沢長手急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号と標柱2号を直線で結んだ線、標柱2号と標柱3号を主要地方道輪島浦上線に沿って結んだ線、標柱3号から標柱6号までを順次直線で結んだ線及び標柱6号と標柱1号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標 柱 の 所 在 地	標 柱 番 号
輪島市大沢町字 4番1	1号
〃 〃 浜山 63番乙	2号
〃 〃 〃 102番6	3号
〃 〃 宝来町177番	4号
〃 〃 〃 181番	5号
〃 〃 〃 200番	6号

## 公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証

の申請があった。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成23年12月20日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 いきいき

3 代表者の氏名

星野 清一

4 主たる事務所の所在地

鳳珠郡穴水町字大町口の80番地

5 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する障害者に対して自立支援と社会福祉に関する事業を行い、障害者が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

宮竹用水土地改良区

職名	氏名	住 所	就任年月日
理事	清 水 平 太 郎	小松市荒屋町甲33番地	平成23年12月3日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年1月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

石川県警察情報機器管理システム改修業務

(2) 業務内容

仕様書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成24年3月30日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）及び平成12年度以降石川県が発注する建築物の管理業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請時期及び方法等（平成11年石川県告示第653号）に基づき、平成23年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 国又は地方公共団体が発注した各種委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

(4) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

### 3 入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(1)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

#### (1) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 平成24年1月10日(火)から同月18日(水)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県警察本部庁舎4階 会計課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は、簡易書留とし、提出期間内必着とする。)

#### (2) 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成24年1月20日(金)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

### 4 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

#### (1) 入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課

電話番号 076-225-0110(内線2213)

#### (2) 交付期間

平成24年1月10日(火)から同月18日(水)まで(県の休日を除く。)

#### (3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

### 5 入札書の提出場所等

#### (1) 入札書の提出場所

4(1)の交付場所に同じ。

#### (2) 入札書の受領期限

平成24年1月24日(火)正午(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。)

#### (3) 開札の日時及び場所

##### ア 日時

平成24年1月24日(火)午後1時30分

##### イ 場所

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎2階 入札室

### 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

(1) 入札に参加する者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。

(2) 入札に参加する者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

### 9 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札心得に違反した者のした入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

監 査 委 員

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成23年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年1月10日

石川県監査委員 藤 井 義 弘  
同 米 光 正 次  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監査箇所名	監査年月日	監査の対象	監 査 の 結 果
加賀聖城高等学校	平成23年12月16日	平成23年9月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
錦城特別支援学校	"	"	"
錦城学園	"	"	"
小松高等学校	"	"	"
大聖寺実業高等学校	平成23年12月19日	"	"
大聖寺高等学校	"	"	"
小松瀬領特別支援学校	"	"	"
小松特別支援学校	"	"	"
南部家畜保健衛生所	平成23年12月20日	"	"
金沢西高等学校	"	"	"
金沢産業技術専門校	"	"	"
羽咋工業高等学校	"	"	"
羽咋高等学校	"	"	"
金沢向陽高等学校	"	"	"
消防学校	"	"	"

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成22年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年1月10日

石川県監査委員 藤 井 義 弘  
同 米 光 正 次  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
K C S コ ン ソ ー シ ャ ム	平成23年12月20日	公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。



定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことに、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成24年1月10日

石川県監査委員 藤 井 義 弘  
同 米 光 正 次  
同 安 田 慎 一  
同 織 田 静 代

(別 紙)

石 公 委 第 80 号  
平成23年12月15日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成23年11月30日付け石監査第488号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機関名	監査結果に基づき講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生しています。</p> <p>交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期すよう厳重に注意してください。</p>	小松警察署	<p>署員の交通事故防止対策として、</p> <p>招集時の署長訓育及び幹部会議を通じ、時節に応じた具体的な安全運転指示の徹底</p> <p>副署長から当直勤務申告時に天候に配慮した運転の注意事項を当直員に指示</p> <p>訓練コースを設定した上で、若手警察官の運転する車両に指導員が同乗し運転技能等の確認訓練を実施</p> <p>招集時に署員が運転時の実体験を発表し、交通事故防止に対する意識を共有化</p> <p>該当職員に対する幹部の特別指導及び安全運転研修所での受講による安全運転意識の再認識</p> <p>等を鋭意推進し、公私を問わず交通事故防止の徹底を期しています。</p>

人 事 委 員 会

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における石川県職員及び石川県学校職員の特別休暇の特例に関する規則をここに公布する。

平成二十四年一月十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第一号

東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における石川県職員及び石川県学校職員の特別休暇の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の被災者を支援する活動を行うために、石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和三十一年石川県人事委員会規則第四号。以下「勤務時間等規則」という。）第十一条第十五号に掲げる場合において取得する特別休暇の特例について定めるものとする。（特別休暇の特例）



第二条 東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における勤務時間等規則第十一条第十五号及び別表第二第十二号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第十五号イ	地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域	東日本大震災の被災地又はその周辺の地域若しくは東日本大震災の被災者を受け入れている地域
別表第二第十二号	五日	五日（東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村（東京都の市町村を除く。）の区域内において、第十一条第十五号イに掲げる活動を行う場合にあつては、七日）

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、平成二十四年一月一日から適用する。
- この規則は、平成二十四年十二月三十一日限り、その効力を失う。

